

東川崎防コミ（東川崎地区） 地域おたすけガイド

平成28年7月作成
(令和4年2月改訂)

東川崎ふれあいのまちづくり協議会防災部会

東川崎防コミ地域おたすけガイド（東川崎地区）

防コミ運営本部設置基準

- ・震度5弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報、津波警報が発表された場合、地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- ・特別警報が出された場合。
- ・上記のほか、大雨等で神戸市に土砂災害警戒情報が発表された場合。

活動方針

阪神・淡路の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行きましょう!!

防コミ運営本部設置場所	東川崎地域福祉センター	
ブロック本部設置場所	東川崎地域福祉センター	
防災資機材庫の場所	東川崎地域福祉センター	市民広場(チビッ子広場)
避難所	湊小学校	
大津波警報発令時の避難所	中央体育館	
耐震性防火水槽	東川崎公園	
災害時要援護者名簿保管場所	防災部会会長	
防災行政無線保有者	防災部会会長	東川崎地域福祉センター

□は、その行動が完了したら✓をつける。

①風水害

【災害発生前】

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 東川崎地域福祉センターに本部を立ち上げる。
- 本部統括防災リーダーは、防災部会長とし、各ブロック長は各自治会長とする。
- 集まってきたメンバーで、情報作戦班、活動班、資源管理班を結成する。
(資源管理班は、本部のみに置く。)
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。
メンバーで情報を共有するため黒板や模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、自治会長に伝達する。
- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、各ブロックの活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える(人員確保等)。

3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番(誰が誰にどのように伝えるのか)をあらかじめ整理しておく。

4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や土砂災害の危険性が予測される場合で、災害時要援護者が自ら避難できない場合は、各ブロックの活動班により避難誘導を実施する。

5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材の確保や非常食等の確保をする。

【参考】避難情報について

警戒レベル	避難情報	対象者	求められる行動
3	高齢者等避難	土砂災害警戒区域・浸水想定区域内（以下、区域内）にいるお年寄りの方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方	<ul style="list-style-type: none"> ・避難を開始 ・対象者以外の方は、すぐに避難できるように備える ・ハザードマップ等を確認し、身の安全を確保できると判断した場合は、自宅の2階以上の安全な部屋（土砂災害の場合は山と反対側）などの屋内に留まることも可能
4	避難指示	区域内にいる方全員	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から避難 ・ハザードマップ等を確認し、身の安全を確保できると判断した場合は、自宅の2階以上の安全な部屋（土砂災害の場合は山と反対側）などの屋内に留まることも可能
5	緊急安全確保	まだ危険な区域内にいる方	<ul style="list-style-type: none"> ・命を守る最善の行動 ・今いる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動

【災害発生直後】

1 防コミ運営本部による指揮

- (【災害発生前】と同様の方法で防コミ運営本部を立ち上げる。)
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等)を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 自治会長は「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、自治会長に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、自治会長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

7 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる。
- 避難者名簿を作成する。

②地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止めて元栓を閉める。
- 電源ブレーカーを落とす。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に頭を隠し、身の安全を確保する。
- 家族と事前に話し合っただけ決めた避難場所へ向かう。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- 電池式携帯ラジオで情報の確認。

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

- 東川崎地域福祉センターに本部を立ち上げ、東川崎町自治会及び東川崎住宅自治会の各ブロックとの連携を図る。
- 本部統括防災リーダーは、防災部会長とし、各ブロック長は各自治会長とする。
- 集まってきたメンバーで、情報作戦班、活動班、資源管理班を結成する。（資源管理班は、本部のみに置く。）
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。メンバーで情報を共有するため黑板や模造紙を準備する。
- 本部情報作戦班は各ブロック情報作戦班からの被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

2 市民の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、消防団と連携を図り、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性防火水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- 自治会長は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、住民に伝達

する。

- 伝令等により、地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。
*地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
*ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 消火活動

- 消防団と連携し、耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 地区内の出火場所を確認し、消火にあたる。
*火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
*救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を本部へ連絡後、本部から区役所や消防署に連絡する。
- 避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

9 避難所のたちあげ

- 学校関係者や区役所職員と協力して避難所をたちあげる
- 避難者名簿の作成

③津波

1 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から大津波警報、津波警報、津波注意報等を収集するとともに、有線電話、携帯電話等を使用して、自治会長に伝達する。
- 災害時要援護者に直ちに避難を呼びかける。

2 避難支援

- ブロック内の住民は、直ちに避難が困難な災害時要援護者の避難支援を行うとともに、避難の際には「津波が来るから逃げろ！」等の呼びかけを行い、率先して JR 線以北（避難所としては中央体育館）へ避難する。
- 津波浸水想定区域外への避難が困難なときは、地域内の津波緊急待避所（津波避難ビル）に避難するか、堅牢な高層建物の上階（3 階以上）に避難する。

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

④共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらまで】

1 役割分担の見直し

- 防災福祉コミュニティの役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を、見直す。

2 避難所の運営

- 学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる。
- 女性や子育て家庭への配慮
- 同行避難してきたペットへの配慮
- 災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切。

- 福祉避難所（次頁参照）を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ。

3 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

4 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

「福祉避難所」について

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、398箇所を「福祉避難所」に指定しています（令和3年3月末時点）。

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。

要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難していただくことになります。

※地域福祉センターについては、地域団体において、対応可能な人員や物資の確保が出来る場合に限り、地域独自の判断で開設いただくことも可能です。その場合は、対象者の判断や運営について、区災害対策本部と十分に協議いただくよう、お願いします。

情報収集・伝達

- 1 ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 2 地域内の災害情報を把握する。

情報収集・伝達手順

1 情報収集

収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。

(1) ラジオ等での情報収集

通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。

(2) 行政からの情報収集

各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。

(3) 各ブロックからの情報収集

2 情報伝達

情報を伝える手段として、ハンドマイク、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認

1 安否確認情報の収集

2 安否不明者の確認

- (1) 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う
- (2) 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順

1 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認してください。

2 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3 ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。

4 庭、勝手口等の確認

状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

5 確認シール貼付

確認した状況に応じて、玄関ドアにシールを貼付してください。

必ず右上部付近に貼付

シールの色分け

● 救助・支援の必要あり

● 安否の確認できず

● 確認済み、支援の必要なし

救出・救護活動

- 1 ブロック、自治会単位で防災資機材（ジャッキ、のこぎり、バール等）を活用し、協力して救出活動を行う。
- 2 救護（応急手当）を実施する。

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か（けがの程度も含めて）確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大きな物がずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気のブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。

4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

消 火 活 動

- 1 ブロック、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 2 出火場所を確認し、消火活動人員を割り振る。

消火活動手順

1 消火用水の選定

- (1) 火元に近い消火用水を選定し、強風時には風上側の消火用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (3) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

2 ホースの延長要領

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

3 送水の時期

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

災害時要援護者の避難支援

自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。

避難支援のポイント

- 1 一人暮らし高齢者**
迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。
- 2 寝たきりの要介護高齢者**
避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要になることがある。
- 3 認知症の人**
安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。
- 4 視覚障がい者**
音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。
- 5 聴覚障がい者**
補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。
- 6 言語障がい者**
手話、筆談等によって状況を把握することが必要。
- 7 在宅人工呼吸器使用者**
避難所での電源確保が必要。

東川崎地域福祉センター

資器材	員数
ジャッキ	2
スコップ	28
バール	30
のこぎり	10
布バケツ	20
トラメガ	1
可搬式動力ポンプ	1
ホース	10
ポンプ付属品	1 式
組立型水槽	1

市民広場(チビッコ広場)

資器材	員数
ジャッキ	2
スコップ	13
バール	10
のこぎり	18
布バケツ	19